

AEO事業者について

当社は、東京税関より保税蔵置場の許可・承認を得て計5拠点を保税蔵置場を運営しております。
※保税蔵置場とは外国貨物の積卸し、蔵置が出来る場所の事です。

【保税蔵置場】

- ①本社物流センター（AEO事業者／特定保税蔵置場）
- ②中野谷危険物倉庫
- ③人見物流センター
- ④上越物流センター
- ⑤上越物流センター福橋倉庫

その中で、本社物流センターはAEO事業者（特定保税蔵置場）として税関より承認を得ております。AEO事業者は、本社だけでなく、会社全体で貨物のセキュリティ管理と法令遵守体制の整備が必要になります。その為、全社対象に資料を配布致しますので、各部署毎に配布又は掲示して頂き、AEO事者としての意識向上に努めて頂くと共に、コンプライアンス違反を起こさぬようにお願いします。

本社物流センター保税蔵置場
総括管理部門(国際貨物部)
2019年6月配布

AEO事業者＝

貨物のセキュリティ管理と
法令遵守の体制が整備された事業者
として税関が承認・認定した者



コンプライアンス違反* (社長・役員を含む全社員対象)は、
場合によって、AEOの承認・認定の取り消しの可能性

*コンプライアンス違反には、私的旅行において、麻薬類、金地金、コピー商品等の密輸出入、税関への虚偽申告による脱税等を行ったケースも含まれます。